

人材紹介に関する契約書

株式会社ARK（以下、甲という）と_____（以下、乙という）は、乙への甲による人材紹介に関し、以下の通り契約書を締結します。

第1条（目的）

乙は、非独占的に甲に人材の探索および紹介に関する業務（以下、本業務という）を依頼し、甲はこれを受諾するものとします。

第2条（本業務）

乙は、求人案件に関する情報または資料を甲に提出し、甲は乙と連絡を取り合いながら、最善の努力をもって本業務を遂行するものとします。

第3条（対象）

本業務は、正社員および契約社員を対象とし、紹介予定派遣からの採用に関しては除くものとします。

第4条（対価）

乙が、甲より紹介を受けた人材の採用を決定し、当該人材（以下、採用対象者という）が乙に入社した場合、乙は本業務の対価として、採用対象者の初年度理論年収の35%に相当する額（消費税別）を甲に支払うものとします。なお、理論年収とは固定月次給与の12ヶ月分＋年間のインセンティブを意味するものとし、一時金、通勤手当や時間外、休日、深夜などの超過勤務、その他の諸手当は含まないものとします。

第5条（支払い）

甲が紹介した採用対象者が乙に入社した場合、甲は採用対象者の入社後三週間以内に、乙に対し当該人材紹介に関する請求書を発行し、乙は請求書に基づき、毎月末日を締日として、翌月末日以内に甲の指定する銀行口座に、前条に基づく対価を振り込むものとします。この際、振込手数料は乙が負担するものとします。

第6条（返金）

採用対象者が乙へ入社後、自己都合により退職に至った場合、または、本人の責に帰する事由により解雇された場合、甲は乙に対し、次の通り本業務の対価を返金するものとします。

- ・入社後1ヶ月以内に退社：本業務対価の50%
- ・入社後3ヶ月以内に退社：本業務対価の25%
- ・入社後6ヶ月以内に退社：本業務対価の10%

また、本契約書第10条（義務）によって定められた事項に反し、虚偽記載による不正入社が認められ、試用期間内(3 か月間)に解雇に至る場合は、甲は乙に対し、本業務対価の100%を返金するものとします。

第7条（費用）

甲が本業務を遂行するために生じる一切の費用は、乙が事前に書面で認めた場合を除き、甲がこれを負担するものとします。

第8条（守秘義務）

甲は、本契約に関連して開示された乙の人事情報、業務情報、その他一切の機密情報を、本契約期間中のみならず本契約終了後においても、機密として厳重に管理するとともに、本業務遂行の目的にのみ使用し、乙の事前の書面による承諾なくして第三者に開示、漏洩しないものとします。ただし、次の各号に定める情報はその限りではないものとします。

- ・開示を受けた時に既に公知であった情報
- ・開示を受けた後に甲の責によらず公知となった情報
- ・開示を受けた時、既に甲が適法に占有していた情報
- ・乙が第三者に対し機密保持義務を課すことなく開示した情報
- ・法令により開示することが義務付けられた情報

第9条（紹介）

乙は、甲より紹介を受けた採用対象者の入社後6か月以内に、当該採用対象者から情報を得た新たな候補者の面接を行う場合、甲を通して採用プロセスを進めるものとする。

第10条（義務）

甲は、採用対象者のレジュメに以下の情報（重要事項の不実通知を含むがこれらに限定されるものではありません）が含まれないことを確認する義務を負うものとします。

1. 不正確あるいは不十分な業務経歴
2. 大学や専門学校等で取得した学位、資格証明や免許に関する偽りの申告

3. 重罪により有罪判決を受けた事実を甲に知らせなかったこと

4. 不正確な給与の経歴

第11条（人材紹介の事前承諾）

甲は、履歴書、職務経歴書等の人材情報を乙に紹介する場合、事前に当該人材より承諾を得なければならないこととします。

第12条（個人情報）

1. 甲は、個人情報を取り扱う際には、「個人情報の保護に関する法律」及びその他法令（適用がある場合）を遵守するものとします。

2. 乙は、本契約に関連して知り得た一切の個人情報（以下「個人情報」という）を本業務遂行の目的にのみ使用し、本契約期間中のみならず本契約終了後においても、正当な理由なくして使用、第三者に提供、開示、又は漏洩等してはならないものとします。ただし、個人情報保護法及びその他法令に定める場合は、この限りではないものとします。

3. 甲、乙は、個人情報を取り扱う際には、「個人情報の保護に関する法律」を遵守するものとし、また、当該漏洩、改ざん、消失並びに本件目的外利用等の不正から保護するため合理的な安全管理措置を講ずる義務を負うものとします。

第13条（有効期間）

本契約の有効期限は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙のいずれかより書面による異議の申し立てのない場合は、本契約は同一条件にて更に1年間延長されるものとし、以後についても同様とします。

第14条（解約）

1. 甲、乙はいずれも、事前に書面にて通知することにより、いつでも本契約を解約することができるものとします。

2. 甲、乙はいずれも、相手方に次の各号に定める事由の一つが生じた場合は、何等の催告を要せず、本契約を解約することができるものとします。

- ・ 支払いの停止があったとき、又は仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生開始、もしくは特別清算開始の申立を受けたとき、または清算に入ったとき
- ・ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- ・ 公租公課の滞納処分を受けたとき
- ・ 本契約の条項に違反し、相当期間内に改善されないとき

3. 乙は、事前に書面にて他当事者に通知することにより、いつでも本契約の当事者から脱退することができるものとします。

第15条（合意解約）

乙と甲の間で、乙への甲による人材紹介に関する契約書（以下「旧契約書」という）を締結済みの場合、旧契約書は、本契約書の締結をもって合意解約され、甲による人材紹介が継続中の人材についても、本契約が適用されるものとします。

第16条（損害賠償）

甲は、甲による本契約の違反から生じるあらゆる不利益について、乙並びにその関連会社（取締役、役員、従業員、エージェントや独立の受託業者等を含み、あらゆるクレーム、債務、損失、損害または経費、紛争解決のコスト（合理的な弁護士費用を含むがこれに限定されません））に対し、本契約書第17条の（責任の制限）を上限として補償し、乙及びにその関連会社に対して損害を与えないものとします。

第17条（責任の制限）

本契約によって生じる乙及び甲の責任（予見可能性も含めて）は、その損害から実質的に生じる直接損害に限られ、かつ、本契約に基づいて取引した実際の対価を上限とします。

第18条（協議）

本契約に関して疑義が生じた場合、または本契約書に定めのない事項が発生した場合は、その都度、当事者が信義誠実の原則に従い協議の上、解決を図るものとします。

第19条（合意管轄）

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

本契約書成立の証として本書2通を作成し、各当事者、記名捺印のうえ、各自1通保有するものとします。

平成 29年 12月 01日

甲

(住 所) 東京都千代田区平河町1丁目7-21 平河町昭和ビル1階
(会社名) 株式会社ARK
(厚生労働大臣許可番号) 13-ユ-303041
(氏 名) 代表取締役社長 荒木 大介
(代表印、またはサイン)

乙

(住 所)
(会社名)
(氏 名)
(代表印、またはサイン)
